

平成16年1月9日
国 総 事 発 第 81 号

各地方建設副産物対策連絡協議会幹事長あて

国土交通省 総合政策局
事業総括調整官

公共工事土量調査と建設発生土の工事間利用調整について

標記については、各地方建設副産物対策連絡協議会等（以下、「地方協議会等」という）が実施する旨「建設発生土等の有効利用に関する行動計画の策定及び推進について」（平成15年10月3日付国土交通事務次官通知）により通知したところである。

標記の実施にあたっては下記事項に留意の上、建設発生土の工事間利用に一層務められたく通知する。

記

1. 目的

公共工事発注者として、公共工事土量調査により工事発注前から建設発生土の搬出入の状況を把握し、把握した情報を基に建設発生土の工事間利用調整を行うとともに、これらの結果を確認することによって、建設発生土の工事間利用を促進することを目的とする。

2. 公共工事土量調査及び建設発生土の工事間利用調整の対象機関

地方協議会等の構成機関のうち、公共工事の発注機関である国、公団・事業団、都道府県、政令市、市町村を対象とする。なお、地方協議会等に参加していない市町村もあわせて対象とする。

3. 公共工事土量調査の種類

建設発生土の工事間利用調整のために対象工事の発注前から実施する「予定調査」と、建設発生土の工事間利用調整の結果等を把握するために対象工事の完了後に実施する「実績調査」の2種類とする。

4. 公共工事土量調査及び建設発生土の工事間利用調整の実施方法

(1) 公共工事土量調査及び建設発生土の工事間利用調整の対象工事

対象工事は、以下のとおりとする。

- イ 予定調査の対象工事は、建設発生土の工事間利用調整を行う年度（以下「当該年度」という）以降に発注予定の工事であって、原則として 1,000 m³以上の土砂の搬出又は 500 m³以上の土砂の搬入を予定している工事とする。なお、予定調査の対象工事には数年後に着手する予定の盛土工事など、計画段階の事業を含む。
- ロ 建設発生土の工事間利用調整の対象工事は、予定調査の対象工事とする。
- ハ 実績調査の対象工事は、当該年度において、原則として 1,000 m³以上の土砂の搬出又は 500 m³以上の土砂の搬入の実績があった工事とする。

(2) 予定調査の実施

①事務局的設置

地方協議会等内に、予定調査を実施するための公共工事土量調査事務局を設置する。

②調査依頼

公共工事土量調査事務局から、対象機関に対して予定調査の依頼を行う。

依頼を受けた各対象機関は、それぞれの機関に属する工事発注者に調査依頼を行う。ただし、原則として市町村に対しては、都道府県から調査依頼を行うこととする。

③調査方法

予定調査の実施にあたっては、建設発生土情報交換システム等を活用するなど、効率的に調査を行う。

④実施時期

当該年度の前年度から予定調査に着手する。

(3) 建設発生土の工事間利用調整の実施

- イ 公共工事土量調査事務局から対象機関に予定調査のとりまとめ結果を配付する。ただし、原則として市町村に対しては、都道府県から配付する。
- ロ 予定調査のとりまとめ結果又は建設発生土情報交換システム等を活用し、当該年度以降に発注する工事を対象として、各工事発注者間で建設発生土の工事間利用調整を行う。
- ハ 各工事発注者間で建設発生土の工事間利用調整が出来なかった工事を対象として、地方協議会等において組織的に建設発生土の工事間利用調整を行う。
- ニ 工事内容が変更された場合には、建設発生土情報交換システム等を活用して、各工事発注者間で個別に建設発生土の工事間利用調整を再度行う。

(4) 実績調査の実施

①調査依頼

公共工事土量調査事務局から、対象機関に対して実績調査の依頼を行う。

依頼を受けた各対象機関は、それぞれの機関に属する工事発注者に調査依頼を行う。ただし、原則として市町村に対しては、都道府県から調査依頼を行うこととする。

②調査方法

実績調査の実施にあたっては、建設発生土情報交換システム等を活用するなど、効率的に調査を行う。

③実施時期

当該年度の次年度に実績調査の結果をとりまとめ、公共工事土量調査事務局から対象機関に配付する。

5. その他

公共工事土量調査と建設発生土の工事間利用調整は、平成16年度以降に発注する工事を対象として、毎年度実施するものとする。